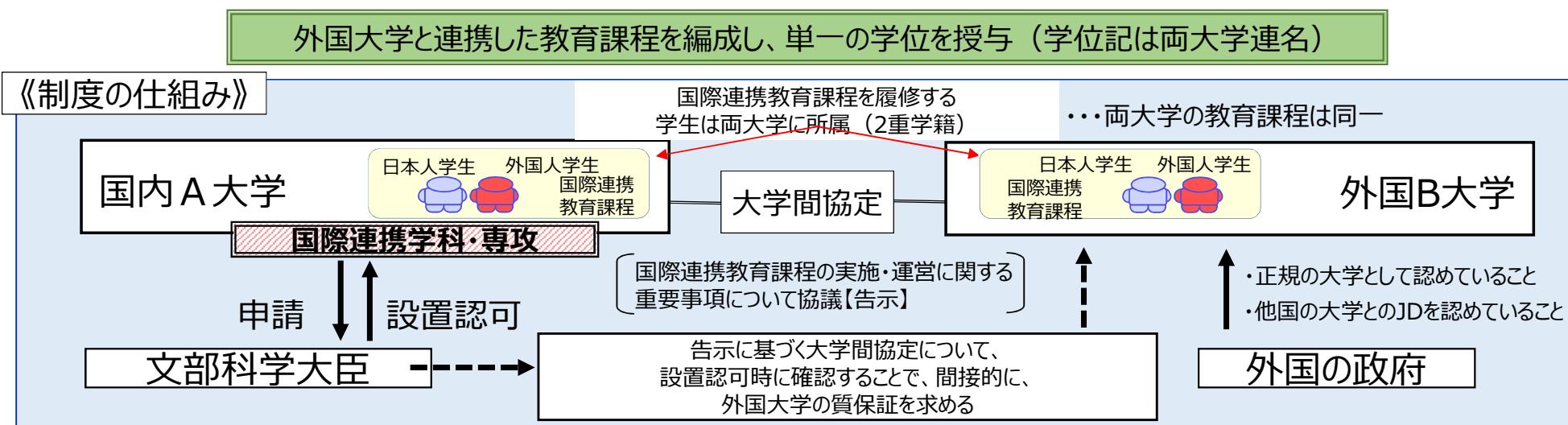


国際連携教育課程制度（ジョイント・ディグリー）の見直しについて（案）

現行制度概要

- ◆ 平成26年度に制度創設。これまで現行制度に基づき、国内12大学26プログラムが実施されている。
- ◆ 我が国の大学と外国大学が連携して教育課程を編成した場合、両大学が連名で学位記を出すことができる。（*我が国の大学が授与する学位に外国大学名を付すことができるものとして整理する。）
- ◆ 我が国の大学に、外国の大学と連携して教育課程（国際連携教育課程）を編成する学科・専攻（国際連携学科・専攻）を設置し、すべて設置認可の対象としている。
- ◆ 国際連携学科・専攻の収容定員は、母体となる学部・研究科の収容定員の内数で上限2割とする。国際連携学科・専攻には、その収容定員の規模にかかわらず1名の専任教員が必要となるほかは、母体となる学部等の専任教員が兼ねることができることとし、施設・設備の共用も可能としている。
- ◆ 卒業には、我が国の大修得すべき単位の半分以上、外国大学で4分の1以上（学部の場合）を修得する必要がある。また、共同して授業科目を開設する「共同開設科目」（任意）を設けた場合、いずれかの単位としてみなすことができる。



ジョイント・ディグリー プログラム開設状況

令和3年9月現在
※文部科学省調べ

平成26年11月14日「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」策定。以後、プログラム開設が進む。【計：12大学26件（国立：11大学25件 私立：1大学1件）】

	大学名	学部・研究科	相手大学	相手国・地域	新学科・専攻名	開設年月
1	名古屋大学大学院	医学系研究科	アデレード大学	オーストラリア	名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻（D）	平成27年10月
2	東京医科歯科大学大学院	医歯学総合研究科	チリ大学	チリ	東京医科歯科大学・チリ大学国際連携医学系専攻（D）	平成28年4月
3	東京医科歯科大学大学院	医歯学総合研究科	チュラロンコーン大学	タイ	東京医科歯科大学・チュラロンコーン大学国際連携歯学系専攻（D）	平成28年8月
4	名古屋大学大学院	理学研究科	エディンバラ大学	イギリス	名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学専攻（D）	平成28年10月
5	京都工芸繊維大学大学院	工芸科学研究科	チェンマイ大学	タイ	京都工芸繊維大学・チェンマイ大学国際連携建築学専攻（M）	平成29年4月
6	名古屋大学大学院	医学系研究科	ルンド大学	スウェーデン	名古屋大学・ルンド大学国際連携総合医学専攻（D）	
7	筑波大学大学院	人間総合科学研究科	ボルドー大学 国立台湾大学	フランス 台湾	国際連携食料健康科学専攻（M）	平成29年9月
8	筑波大学大学院	生命環境科学研究科	マレーシ亞日本国際工科院	マレーシ亞	国際連携持続環境科学専攻（M）	
9	京都大学大学院	文学研究科	ハイデルベルク大学	ドイツ	京都大学・ハイデルベルク大学国際連携文化越境専攻（M）	平成29年10月
10	名古屋工業大学大学院	工学研究科	ウーロンゴン大学	オーストラリア	名古屋工業大学・ウーロンゴン大学国際連携情報学専攻（D）	平成30年3月
11	立命館大学	国際関係学部	アメリカン大学	アメリカ	アメリカン大学・立命館大学国際連携学科（学部）	
12	名古屋大学大学院	生命農学研究科	カセサート大学	タイ	名古屋大学・カセサート大学国際連携生命農学専攻（D）	平成30年4月
13	京都大学大学院	医学研究科	マギル大学	カナダ	京都大学・マギル大学ゲノム医学国際連携専攻（D）	
14	長崎大学大学院	熱帯医学・グローバルヘルス研究科	ロンドン大学	イギリス	長崎大学・ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻（D）	
15	名古屋大学大学院	医学系研究科	フライブルク大学	ドイツ	名古屋大学・フライブルク大学国際連携総合医学専攻（D）	平成30年10月
16	岐阜大学大学院	自然科学技術研究科	インド工科大学グワハティ校	インド	岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻（M）	
17	岐阜大学大学院	連合農学研究科	インド工科大学グワハティ校	インド	岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻（D）	
18	岐阜大学大学院	工学研究科	インド工科大学グワハティ校	インド	岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携統合機械工学専攻（D）	平成31年4月
19	岐阜大学大学院	工学研究科	マレーシ亞国民大学	マレーシ亞	岐阜大学・マレーシ亞国民大学国際連携材料科学工学専攻（D）	
20	名古屋大学大学院	生命農学研究科	西オーストラリア大学	オーストラリア	名古屋大学・西オーストラリア大学国際連携生命農学専攻（D）	
21	東京医科歯科大学大学院	医歯学総合研究科	マヒドン大学	タイ	東京医科歯科大学・マヒドン大学国際連携医学系専攻（D）	令和2年4月
22	山口大学大学院	創成科学研究科	カセサート大学	タイ	山口大学・カセサート大学国際連携農学生命科学専攻（M）	
23	広島大学大学院	先進理工系科学研究科	ライプツィヒ大学	ドイツ	広島大学・ライプツィヒ大学国際連携サステナビリティ学専攻（M）	令和2年10月
24	広島大学大学院	人間社会科学研究科	グラーツ大学	オーストリア	広島大学・グラーツ大学国際連携サステナビリティ学専攻（M）	
25	熊本大学大学院	社会文化科学教育部	マサチューセッツ州立大学ボストン校	アメリカ	熊本大学・マサチューセッツ州立大学ボストン校紛争解決学国際連携専攻（M）	令和3年4月
26	京都大学大学院	京都大学大学院	グラスゴー大学 バルセロナ大学	イギリス スペイン	国際連携グローバル経済・地域創造専攻（M）	令和3年9月

課題と見直しに向けて

- 国際連携教育課程（JD）を開設した大学においては、その開設により、異なる国で学ぶ機会が得られるため、学生の国際性の育成に寄与とともに、当該大学の教育課程の在り方や授業の方法等、学内の教育システムの見直しの機会を与えていた。また、開設分野の共同研究の拡大や国際共著論文の増加など、研究面での国際化の進展にも寄与し、大学全体のグローバル化の進展、大学の国際的なプレゼンスの向上につながっている。
- しかしながら、JD制度創設時において、外国の大学の教育資源を活用して教育課程を編成する初めての制度であったため、JD開設のために国際連携学科等を設置する際には、その都度大学設置・学校法人審議会での認可を得る必要がある等の慎重な制度設計としたため、設置に係る負担が大きい、相手の外国の大学との認識のギャップが大きいなどの課題が指摘されている。
- そのため、制度創設から7年が経過し、実績が蓄積されてきたことを踏まえ、JD制度を見直し、我が国の大間で共同教育課程を編成する際と同程度に要件を緩和することで、更なるJDの拡大に向けた柔軟化を進める。
- 同時に、特に外国の大学の質保証を確認していくことで、JDの質を担保していく。

＜参考：各種提言＞

「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（第十二次提言）」（令和3年6月教育再生実行会議）（抜粋）

JDは、学生に一つの大学では得られない高度で付加価値の高い学修機会を与えるとともに、我が国の大学にとっても教育課程の在り方や授業の方法等を見直す好機となるなど、グローバルな教育研究環境の整備に効果的な取組です。創設当初は、新たな特例措置であったことから、質保証のため、慎重な制度設計になっていましたが、制度創設から6年が経過して制度への理解が進むとともに、実績が蓄積されてきたことを踏まえ、見直しを進めることが必要です。

○国は、JDの更なる拡大に向けて、開設に係る設置手続きの見直し、複数大学の参加を促進するための各参加大学における最低修得単位数の縮減、より優秀な留学生の獲得に資する方策など、質を担保した上で推進方策について検討を行う。

「国立大学法人の戦略的な経営実現に向けて～社会変革を駆動する真の経営体へ～最終とりまとめ」（令和2年12月国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議）（抜粋）

令和2年10月時点において24のJDプログラムが開設されているが、現在はプログラムごとに大学に学部・専攻を設置することが必要とされており、学位の分野の変更がない場合でも、学科・専攻の設置のたびに設置審の審査を経ることとなっている。加えて、卒業・修了要件単位や定員についても様々な制限がかけられている。しかしながら、JDプログラムは、学生に外国大学の優れた教育を受ける機会を与えるとともに、我が国の大学にとっても教育課程の在り方や授業の方法等を見直す好機となるなど、グローバルな教育研究環境の整備に非常に効果的な取組であり、更なる拡大が期待される。

このため、国は、我が国の大学が、優秀な人材を国内外から惹きつけ、国際的に活躍できる人材を育成・輩出する頭脳循環の要となるべく、JDプログラムの更なる拡大に向けて、国内大学、連携先大学それぞれでの最低修得単位数の軽減や、連携先大学が主となって管理する留学生定員の扱いなどについて、柔軟化策を講ずるべきである。

①設置認可要件の緩和

<現行>

- JDを開設するための国際連携学科等の設置に当たっては、学位の種類や分野の変更を伴わない場合であっても、全て大学設置・学校法人審議会による設置認可審査を受ける必要がある。
- これは、JDの場合、既に我が国の大学等が設置認可を受けた学位の種類や分野の範囲内のプログラムであっても、外国の大学等の教育資源の活用を前提として、JDを実施する学科等の教育資源の大幅な変更を伴うものであり、制度の運用が安定するまでの間、分野の変更の有無にかかわらず設置認可を要すると制度創設当時設定されたもの。

<課題>

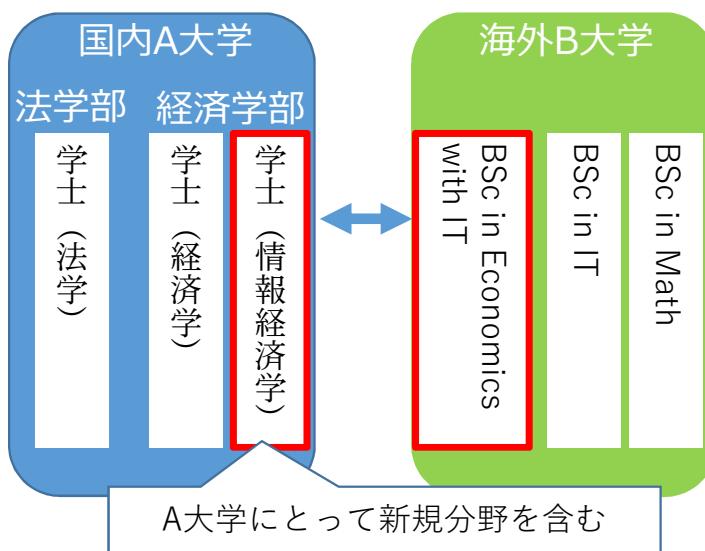
- 我が国の大学等にとって既存の学位の種類や分野の範囲内の教育課程の開設であるにもかかわらず、全て設置認可を要することとなっており、その負担が大きく、また、多くの諸外国では、プログラム設置 자체を設置認可の対象としておらず、相手の大学等との認識のギャップが大きいなど、JD普及の支障となっている。
- 具体的には、現在 JDを実施する複数大学から、1 プログラムの開設に設置認可の手続きが求められることは、そのための準備や時間を要し、外国大学等にとっても負担が増えるため、外国大学等との交渉の難航につながる等の意見がある。
- 他方で、外国大学等は我が国の設置認可制度の外にあるところ、制度の運用が安定するまでの間の時限的な措置であるとは言え、すべからく設置認可の対象とすることで教育の質が担保されていたことについて、仮に届出を導入すると質の担保が図られなくなる恐れがある。

①設置認可要件の緩和

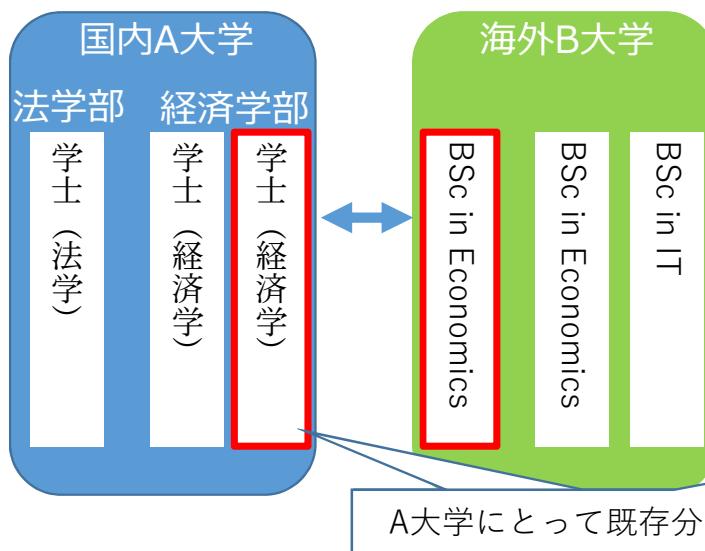
<方向性>

- これまでの実績や、我が国の大学等間で共同教育課程を編成する際に求められる要件等を踏まえ、学位の種類や分野の変更を伴わない等の要件を満たす場合において、届出を可能とすることとしてはどうか。
- すべからく設置認可の対象とすることで制度上担保されていた、連携先の外国大学等における教育の質の確認については、JGDを実施するための要件として、「連携外国大学等について、その教育研究活動等の総合的な状況について、外国の政府若しくは関係機関又はそれらの者の認証を受けた者による評価を受けていること」を求めてはどうか。これは、高等教育のグローバル化の進展に伴い、外国の大学等との連携の必要性は高まっているが、ディグリーミルなど、教育の質が担保されていない大学等への対応に寄与する。

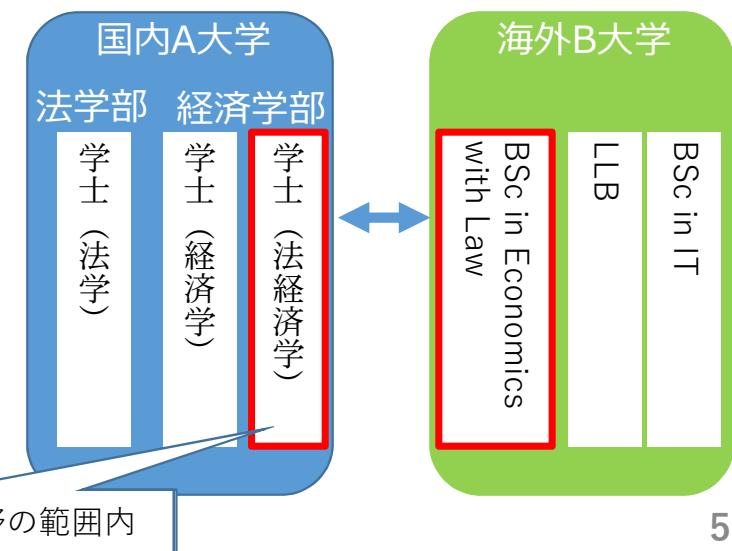
<引き続き認可が必要な場合>



<認可が不要となる場合> パターン1



パターン2



②収容定員制限の撤廃

<現行>

- 国際連携学科等の収容定員は、当該学科等を設ける学部等の収容定員の内数 2 割を上限として定めるものとし、1 つの学部等に複数の国際連携学科等を設ける場合には、当該国際連携学科等の収容定員の 2 割以内としている。
- これは、①制度創設時の既存の類似の取組において、国際的な大学等間連携を目的とした少人数の学生を対象としたプログラムが多かった実態を踏まえ、JD は、既存の学部等を母体として、その教育資源を活用する形で、新たな国際連携学科等を設置することとし、母体となる組織における教育研究活動の円滑な実施に支障を生じさせないようにしたことと、また、②そもそも既存の学部等を母体としてその一部を活用して国際連携学科等を設置することは、仮に JD が何らかの事由により中断又は中止となつた場合に、国際連携学科等の学生に対して母体となる学部等において引き続き必要な教育を提供することができるようにするために規定したものである。

<課題>

- 2割規制により、外国大学等との調整において、より規模の大きいプログラムの実施が困難となったり、同じ学部等の中で多様なJDプログラムを構築する上での支障となっているなどの意見がある。JD の普及が進まない要因の一つとして指摘され、一律の上限を設けることについて疑問が呈されている。
- 他方で、仮に 2 割規制を撤廃した場合、仮に連携先の外国大学等が何らかの事由で連携を継続できなくなった際の懸念については引き続き対応する必要がある。

②収容定員制限の撤廃

<方向性>

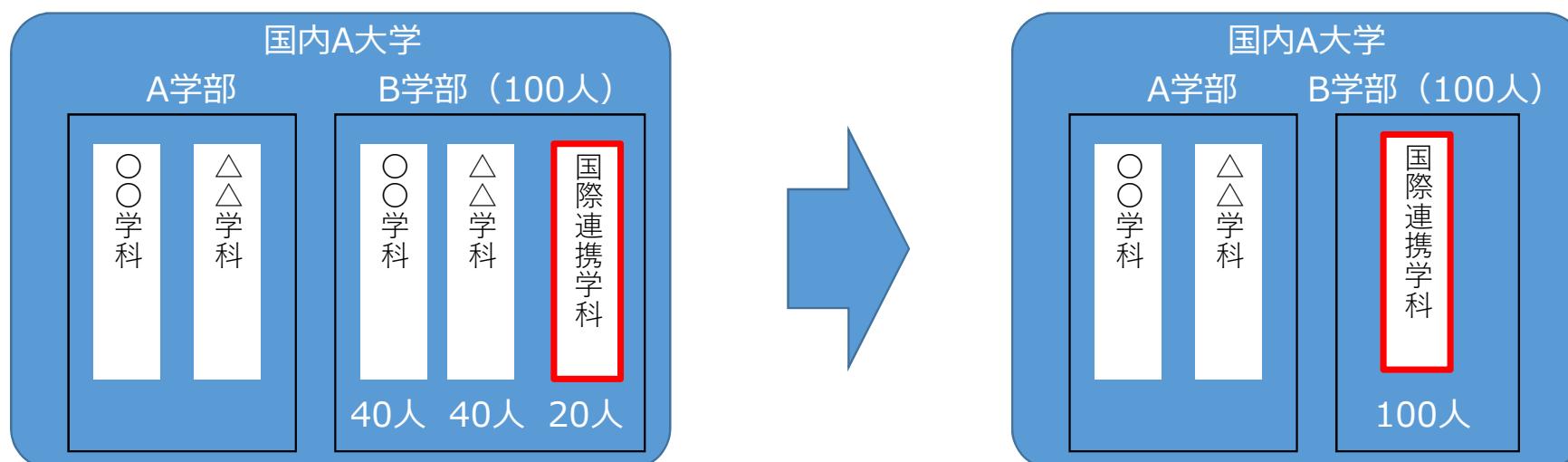
- これまでの実績や制度創設時には明らかでなかった大規模プログラムへのニーズ等を踏まえ、既存の学部等を母体としてその教育資源を活用するという考え方を改め、2割という上限を撤廃することしてはどうか。ただし、これにより、J Dを実施する国際連携学科等には通常の学科等と同様に教員数や施設設備を求める必要があるのではないか。
- 併せて、J Dの実施が困難となった場合に備えて、あらかじめ計画の策定その他の国際連携学科等の学生の学修の継続に必要な措置（例えば、他学科・専攻等への転籍や既修得単位の読み替え、または補完的に授業科目を提供することができるようにしておくなど）を講ずることを法令上義務付けてはどうか。

<現行>

- ・国際連携学科等は既存学部等の一部資源を活用
- ・国際連携学科等の定員は既存学部の2割以内
- ・国際連携学科等のみを置く学部は設置できない

<改正案>

- ・国際連携学科等は通常の学科等と同じく、既存学部等の一部資源活用を前提としない
- ・学部の定員に占める国際連携学科の定員に上限はなく、国際連携学科のみを置く学部も可能
- ・ただし、大学に国際連携学科のみを置くことは不可



③国内他大学等の参画（最低修得単位数の引き下げ）

＜現行＞

- 国内の複数の大学等が参加して JD を実施することは認められていない。（外国の大学等は複数参加可）
- これは、外国大学との連携で JD を実施する大学等が同時に国内連携も実施する形となり、特例の上に特例を重ねることとなり、制度創設当時、国内の共同教育課程の導入が進んでいなかったことも踏まえて認められなかったもの。
- また、JD の卒業又は修了の要件として、例えば、国際連携学科を設ける我が国の大学において、JD に係る授業科目の履修により 62 単位以上、外国の各大学において 31 単位以上を修得しなければならない。
- これは、各大学等それぞれ必要な授業科目を開設する責任を負う必要があり、全部の授業科目について他の大学等の授業科目をもって充てることを防ぐため、国内の大学等間における共同教育課程を参考に設定したもの。

＜課題＞

- 我が国の大学等間の連携は認められていない、かつ、連携可能な外国の大学等は事実上 2 つに制限されている一方で、諸外国においては、多くの大学が参画する JD が見られ、そのようなプログラムへの参加を可能とするような制度改正を望む声がある。
- 例えば、欧州連合による世界各国を対象とした留学奨励制度であるエラスムス・ムンドゥスによる多大学間のジョイントディグリープログラムや、我が国でも、共同教育課程の制度を利用した 5 大学での連携の事例があるが、現行の JD 制度ではこうした多大学による連携が困難。

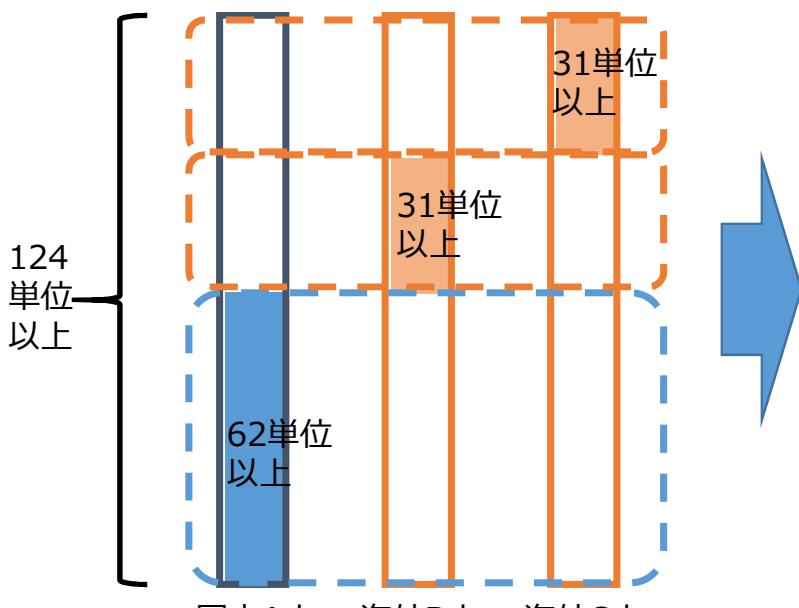
③国内他大学等の参画（最低修得単位数の引き下げ）

<方向性>

- JDについて、国内の複数大学等が参加できることとしつつ、参加する各大学等で修得する最低単位数について、国内外の大学等を問わず、国内の大学間の共同教育課程と同程度としてはどうか（例えば学部段階では各大学31単位以上）。
- 国内の複数大学等が参加可能になるとともに、実質的に連携できる大学等の数も増えることとなる。

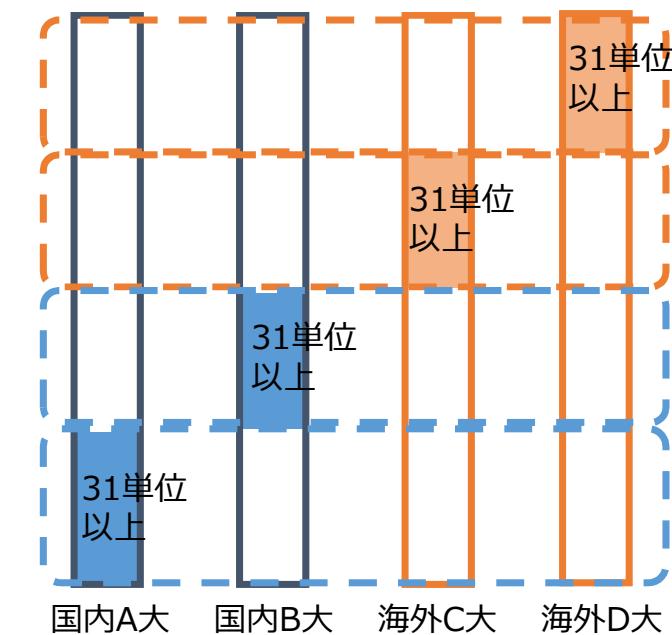
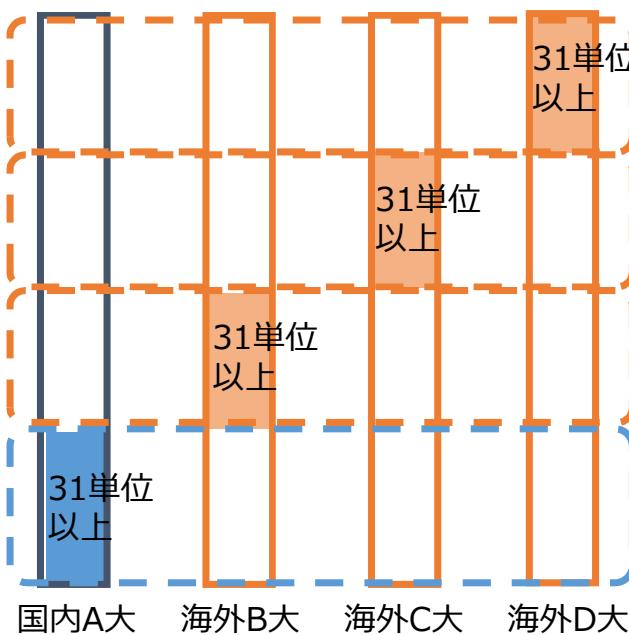
<現行>

- ・国内大学は1大学
- ・海外大学は現実的には1～2大学



<改正案>

- ・国内、海外を問わず2～4大学で連携可能



※医・歯・薬・獣医学部以外の学部段階の例

※参加大学は共同して協議の場を設け、全大学で連携。

参照条文①

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）（抄）

第十三章 国際連携学科に関する特例

（国際連携学科の設置）

第五十条 大学は、その学部の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、学部に、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国の大学と連携して教育研究を実施するための学科（第五条の課程を含む。）（以下「国際連携学科」という。）を設けることができる。

2 大学は、学部に国際連携学科のみを設けることはできない。

3 国際連携学科の収容定員は、当該学科を設ける学部の収容定員の二割（一の学部に複数の国際連携学科を設けるときは、それらの収容定員の合計が当該学部の収容定員の二割）を超えない範囲で定めるものとする。

（国際連携教育課程の編成）

第五十一条 国際連携学科を設ける大学は、第十九条第一項の規定にかかわらず、国際連携学科において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学（以下「連携外国大学」という。）が開設する授業科目を教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学と連携した教育課程（通信教育に係るものを除く。）（以下「国際連携教育課程」という。）を編成することができる。ただし、国際連携学科を設ける大学は、国際連携教育課程に係る主要授業科目の一部を必修科目として自ら開設するものとする。

2 国際連携学科を設ける大学は、国際連携教育課程を編成し、及び実施するため、連携外国大学と文部科学大臣が別に定める事項についての協議の場を設けるものとする。

（共同開設科目）

第五十二条 国際連携学科を設ける大学は、第十九条第一項の規定にかかわらず、連携外国大学と共同して授業科目を開設することができる。

2 国際連携学科を設ける大学が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該大学の国際連携学科の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、三十単位を超えない範囲で、当該大学又は連携外国大学のいずれかにおいて修得した単位とすることができます。ただし、連携外国大学において修得した単位数が、第五十四条第一項及び第二項の規定により連携外国大学において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国大学において修得した単位とすることはできない。

（国際連携教育課程に係る単位の認定）

第五十三条 国際連携学科を設ける大学は、学生が連携外国大学において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位（第三十二条第二項ただし書により授業時間の履修をもつて代えるものを含む。）を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

参照条文②

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）（抄）（続き）

（国際連携学科に係る卒業の要件）

第五十四条 国際連携学科に係る卒業の要件は、第三十二条第一項、第三項若しくは第四項又は第四十二条の十二に定めるもののほか、国際連携学科を設ける大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により六十二単位以上（薬学に関する学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを履修する課程にあつては九十三単位以上、獣医学を履修する課程にあつては九十一単位以上）を修得するとともに、それぞれの連携外国大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十一単位以上を修得することとする。

2 前項の規定にかかわらず、医学又は歯学に関する国際連携学科に係る卒業の要件は、第三十二条第二項に定めるもののほか、国際連携学科を設ける大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により九十四単位以上（同項ただし書により授業時間の履修をもつて代えるものを含む。）を修得するとともに、それとの連携外国大学において当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により三十二単位以上を修得することとする。

3 前二項の規定により国際連携学科を設ける大学及びそれぞれの連携外国大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項、第四十二条の十一第一項又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第三十条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

（国際連携学科に係る専任教員数）

第五十五条 国際連携学科を置く学部に係る専任教員の数は、第十三条に定める学部の種類及び規模に応じて定める教授等の数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。

（国際連携学科に係る施設及び設備）

第五十六条 第三十四条から第三十六条、第三十八条から第四十条まで及び第四十二条の十三の規定にかかわらず、国際連携学科に係る施設及び設備については、当該学科を置く学部の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、国際連携学科を設ける大学が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

参照条文③

大学が国際連携学科を設ける場合について定める件（平成二十六年文部科学省告示第百六十四号）（抄）

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第五十条第一項の規定に基づき、大学が国際連携学科を設ける場合について次のように定める。

大学設置基準第五十条第一項の規定に基づき、大学が国際連携学科を設ける場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 連携外国大学について、外国の学校教育制度において適切に位置づけられていること。
- 二 連携外国大学が置かれる外国において、連携して教育課程を編成する大学が連名で学位を授与することが認められていること。

国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学と協議する事項について定める件（平成二十六年文部科学省告示第百六十八号）（抄）

大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第五十一条第二項の規定に基づき、国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学と協議する事項について定める件を次のように定める。

大学設置基準第五十一条第二項の規定に基づき、国際連携学科を設ける大学が国際連携教育課程を編成し、及び実施するために連携外国大学と協議する事項は、次のとおりとする。

- 一 教育課程の編成に関する事項
- 二 教育組織の編成に関する事項
- 三 入学者の選抜及び学位の授与に関する事項
- 四 学生の在籍の管理及び安全に関する事項
- 五 学生の奨学及び厚生補導に関する事項
- 六 教育研究活動等の状況の評価に関する事項

参照条文④

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

（設置廃止等の認可）

第四条

2 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

- 一 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの
- 二 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の廃止
- 三 前二号に掲げるもののほか、政令で定める事項

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）（抄）

（法第四条第二項第三号の政令で定める事項）

第二十三条の二 法第四条第二項第三号の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 大学に係る次に掲げる設置又は変更であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの
 - イ 私立の大学の学部の学科の設置
 - ロ 専門職大学の課程の変更（前期課程及び後期課程の修業年限の区分の変更（当該区分の廃止を除く。）を伴うものを除く。）
 - ハ 大学の大学院の研究科の専攻の設置又は当該専攻に係る課程の変更

学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）（抄）

（学位の種類及び分野の変更に関する基準）

第一条 大学の学部若しくは学部の学科、大学の大学院の研究科若しくは研究科の専攻若しくは短期大学の学科の設置又は当該専攻に係る課程の変更（以下この項において「設置等」という。）であつて、学校教育法（以下「法」という。）第四条第二項第一号又は学校教育法施行令（以下「令」という。）第二十三条の二第一項第一号に該当するものは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する設置等とする。

- 一 設置等の前後において、当該大学が授与する別表第一の上欄に掲げる学位の種類の変更を伴わないこと
- 二 設置等の前後において、別表第一の上欄に掲げる学位の種類に応じ同表の下欄に掲げる学位の分野の変更を伴わないこと

附 則

2 第一条第一項の規定は、当分の間、大学設置基準第五十条に規定する国際連携学科、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第三十五条に規定する国際連携専攻、短期大学設置基準第四十三条に規定する国際連携学科、専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第三十五条に規定する国際連携専攻、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第六十六条に規定する国際連携学科及び専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第六十三条に規定する国際連携学科の設置等については、適用しない。